

新型コロナウイルス感染症に係る罹患後症状の診療・相談体制について

概要

- 本県における罹患後症状に関する診療・相談体制として、相談窓口を**保健所**や**診療・検査医療機関（地域の身近な医療機関）**等とし、診療・医療機関等において症状の経過観察や診療等を実施した上で、より専門的な診療等が必要な場合には、**専門外来**へつなげる体制を構築するもの。

診療・相談体制イメージ

